

【支部規則（準則）】

部分を追加・修正

【改正前】	【改正後】
<p>第1条～第15条 省略</p> <p>（役員の選出方法）</p> <p>第16条 第1項～第5項 省略</p> <p>6 （一社）大阪宅建の理事候補者は、支部所属正会員及び施行規則第18条第2項に規定する者のうちから評議員会の推薦を受けた者を支部総会の決議を得て選出する。</p> <p>なお、支部長は、上記理事候補者として推薦しなければならない。</p> <p>また、支部長は、（一社）大阪宅建の会長、副会長、専務理事及び監事になることができない。</p> <p>第17条～第35条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、<u>令和2年3月27日</u>から改正施行する。</p> <p>（昭和34年12月 1日 制定） （昭和42年 7月 8日 一部改正） 中略 （令和 2年 3月27日 一部改正）</p>	<p>第1条～第15条 省略</p> <p>（役員の選出方法）</p> <p>第16条 第1項～第5項 省略</p> <p>6 （一社）大阪宅建の理事候補者は、支部所属正会員及び施行規則第18条第2項に規定する者のうちから評議員会の推薦を受けた者を支部総会の決議を得て選出する。</p> <p>なお、支部長は、上記理事候補者として推薦しなければならない。</p> <p>また、支部長は、（一社）大阪宅建の会長、副会長、専務理事及び監事になることができない。</p> <p>第17条～第35条 省略</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、<u>令和3年1月28日</u>から改正施行する。</p> <p>（昭和34年12月 1日 制定） （昭和42年 7月 8日 一部改正） 中略 （令和 2年 3月27日 一部改正） <u>（令和 3年 1月28日 一部改正）</u></p>